

保護者の皆様へ

福山市立福山中・高等学校
校長 脇谷 靖 伸

気象警報発令時等の対応について

生徒の通学時における安全確保のため、1の①、②、③のいずれかの状況が該当する場合、2～5に沿って自宅待機や臨時休業（休校）等の対応をとります。

.....

1 対象となる状況

- ①「警戒レベル4」以上のいずれかが発令されている。
- ②「暴風警報」「暴風雪警報」の内1つが発令されている。
- ③気象状況により、JR山陽線の「尾道－大門」間が運休している（全区間または一部区間）。

なお、この①～③の状況でなくても、天候や自治体の避難に関する情報等に応じて、校長の判断により、特別な対応をとることがあります。その場合は、連絡システム「すぐーる」、本校ブログ、グーグルクラスルームにより、お知らせします。

2 福山市に居住している場合（対象；中学生、高校生）

- (1) 午前6時または登校のため自宅を出る段階で、福山市で①、②、③のいずれかの状況が該当する場合は、自宅待機とします（表1参照）。

◆表1◆

【午前6時または自宅を出る段階】

①、②、③のいずれかの状況	対象、対応	扱い
福山市で該当する場合	全生徒、自宅待機	特別欠席（特別欠課）

- (2) 自宅を出た後、福山市で①、②、③のいずれかの状況が該当する場合は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。（ア）安全な場所に避難する。（イ）帰宅する。（ウ）学校に登校する。
- (3) 午前11時までに、福山市で①、②、③の状況の全てが解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報等が解除されてからおおむね2時間後とします。
- (4) 午前11時の時点で、福山市で①、②、③のいずれかの状況が該当する場合は、臨時休業とします（表2参照）。

◆表2◆

【午前11時の時点】

①、②、③のいずれかの状況	対象、対応	扱い
福山市で該当する場合	全生徒、臨時休業（休校）	—

- (5) JR 福塩線利用生徒は、①～③の状況に加えて、JR 福塩線において自分が利用する区間が運休の場合も、自宅待機の対象となります。

3 福山市以外（尾道市、三原市、府中市、神石郡等）に居住している場合（対象；高校生）

- (1) 午前 6 時または登校のため自宅を出る段階で、居住している地域または福山市で①、②、③のいずれかの状況が該当する場合は、自宅待機とします（表 3 参照）。

◆表 3◆

【午前 6 時または自宅を出る段階】

①、②、③のいずれかの状況	対象、対応	扱い
福山市だけ、もしくは福山市と居住地域両方で該当する場合	全生徒、自宅待機	特別欠席（特別欠課）
居住地域だけで該当する場合	該当地域の生徒は、自宅待機（その他の地域の生徒は登校）	特別欠席（特別欠課）

- (2) 自宅を出た後、居住している地域または福山市で①、②、③のいずれかの状況が該当する場合は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。（ア）安全な場所に避難する。（イ）帰宅する。（ウ）学校に登校する。
- (3) 午前 11 時までには、居住している地域および福山市で①、②、③の状況の全てが解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報等が解除されてからおおむね 2 時間後とします。
- (4) 午前 11 時の時点で、居住している地域または福山市で①、②、③のいずれかの状況が該当する場合は、登校しないでください。居住している地域の状況が改善していても、福山市で①、②、③のいずれかの状況が該当する場合は、臨時休業となります（表 4 参照）。

◆表 4◆

【午前 11 時の時点】

①、②、③のいずれかの状況	対象、対応	扱い
福山市だけ、もしくは福山市と居住地域両方で該当する場合	全生徒、臨時休業（休校）	—
居住地域だけで該当する場合	該当地域の生徒は、自宅待機（その他の地域の生徒は登校）	特別欠席（特別欠課）

- (5) JR 福塩線利用生徒は、①～③の状況に加えて、JR 福塩線において自分が利用する区間が運休の場合も、自宅待機の対象となります。
- (6) JR 山陽線の尾道駅以西の区間を利用する生徒は、①～③の状況に加えて、JR 山陽線において自分が利用する区間が運休の場合も、自宅待機の対象となります。

4 中学校の給食について

本校中学校の給食は、赤坂小学校との「親子給食」（赤坂小学校で調理した給食を本校に運搬し、給仕する方法）ですので、赤坂小学校の給食の有無に本校が連動することになります。気象警報発令時等では、次の通りの対応となりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

- (1) 本校が「自宅待機」または「臨時休業」であっても、赤坂小学校の給食が実施される場合、本校の給食も準備されます。
- (2) 本校が「通常授業」であっても、赤坂小学校の給食が実施されない場合、本校の給食も準備されません。
- (3) 午前 11 時までには、本校の「自宅待機」が解除され、授業が開始される場合、「本校の給食の準備状況」「各自の昼食の必要」について、サプリ等により、お知らせします。
- (4) 気象警報発令時等により、本校の給食が実施されない場合でも、食材等の準備の都合上、給食代金をいただくことになります。なにとぞ、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

5 注意事項

- (1) 自宅待機による欠席は特別欠席扱いとします。
- (2) 臨時休業等により行われなかった授業については、長期休業日等に行うことがあります。
- (3) ①～③のいずれの状況でない時でも、気象・交通機関・道路などの状況により登校に危険が予想される場合や、JR や路線バスの運休により登校に困難が生じた場合は、保護者の判断のもとで自宅待機してください。
- (4) テレビ・インターネット等で気象警報等の状況を確認し、午前 11 時までに①～③の状況が解除された時には、すぐに登校を始められるように準備をしておいてください。
- (5) 始業時刻後に①～③のいずれかの状況になった（または、なると予想される）時は、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- (6) 模擬試験や休業中の補習等、休日・休業中の部活動についても、この「気象警報発令時等の対応」に準じてください。
- (7) 自宅待機によって模擬試験等が受験できない場合は、追試験や自宅受験等を行う予定です。

(令和 2 年 7 月改訂)、(災害対策基本法改正により令和 3 年 5 月改訂)
(令和 5 年 3 月改訂)

【参考】

1 警戒レベルとその内容（気象庁 HP より）

警戒レベル	住民がとるべき行動	市町村の情報	警報等	警戒レベルに相当する 気象庁等の情報※3	指定河川 洪水予報
5	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	大雨特別警報	危険度分布	氾濫発生情報
4	・危険度分布の「極めて危険」（濃い紫）出現時には、道路冠水や土砂崩れにより、すでに避難が困難となっているおそれがあり、この状況になる前に避難を完了しておく 速やかに避難 ・危険な区域※1の外の少しでも安全な場所に速やかに避難	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 避難勧告	土砂災害警戒情報	極めて危険 非常に危険	氾濫危険情報
3	高齢者等は速やかに避難 土砂災害警戒区域等や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始	避難準備・高齢者等避難開始	大雨警報 洪水警報	警戒（警戒級）	氾濫警戒情報
2	ハザードマップ等で避難行動を確認 ・危険な区域※1や避難場所等を再確認		大雨注意報※2 洪水注意報	注意（注意報級）	氾濫注意情報
1	災害への心構えを高める		早期注意情報（警戒級の可能性）		



* 防災気象情報と警戒レベルの対応の詳細については、ホームページをご覧ください。
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosa/alertlevel.html>



気象庁
Japan Meteorological Agency

〒100-8122
東京都千代田区大手町1丁目3番4号
電話 (03)3212-8341（代表）
FAX (03)6689-2917（耳が不自由な方向け）
ホームページ <https://www.jma.go.jp/>

※1 災害が想定されている区域（土砂災害警戒区域や浸水想定区域）等を日頃から確認し、避難の判断の際にご活用ください。
※2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）に相当します。
※3 気象庁等の特別警報・警報・注意報は概ね市町村ごとに、危険度分布は概ね1km四方の領域ごとに、指定河川洪水予報（氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報、氾濫注意情報）は河川ごとに発表されます。

- 2 特別警報の種類； 大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報（気象庁 HP より）
- 3 警報の種類； 暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報（気象庁 HP より）